

令和5年4月4日

旅行事業者 各位

観光庁参事官（旅行振興）

## 持続可能な観光にかかる旅行商品のアワードへのエントリーについて

下記のとおり、令和5年度「持続可能な観光にかかる旅行商品のアワード創設業務」の取組として、本アワードに対する旅行事業者からの持続可能な観光にかかる旅行商品のエントリー受付を開始します。

### 記

#### 1 実施背景及び目的

##### (1) 事業実施背景

我が国の旅行市場における国内宿泊旅行・日帰り旅行のシェアは全体の約8割となっており、依然として高い割合を占めているが、こうした国内旅行市場は、人口減少に伴い今後長期的に縮小傾向にあることが見込まれる。他方、インバウンドについては、現在コロナ禍により大きく落ち込んでいるが、外国人旅行者のコロナ後の訪日意向は強く、インバウンド市場は今後回復し、その後高い成長率での市場拡大が見込まれているところである。

したがって、長期的には縮小傾向が見込まれる国内旅行需要を埋める新たな旅行需要として、今後、インバウンド市場を更に開拓することが不可欠となる。しかしながら、我が国の旅行者における外国人旅行の取扱額は全体の5%とコロナ以前から著しく少ない状況であり、インバウンド市場の開拓は未だ十分ではない。

そのような中、海外ではサステナビリティ志向の高まりが顕著で、特に欧州の旅行者においては旅行先を選定する基準として持続可能観光の取組をしていることを要件とする者、旅行者においても BtoB 取引をする相手事業者が共通言語としての持続可能な観光の取組をしていることを要件とする事業者が目立つ。

また、地域側に視線を転ずると、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）への対応をはじめとする取組が広がりを見せているところ、国内には持続可能な観光に取り組む地域、コンテンツ、施設を適切に旅行商品化できる旅行者が不足している。

そのため、（海外と比べると低水準ではあるものの、）国内においても若者を中心としてサステナビリティ志向が高まりを見せている中、このままでは地域側による

取組効果を最大限に反映させることができず、国際競争力においても立ち遅れ、旅行業者としても機会損失が生じることが必至であることから、旅行業者において持続可能な観光への対応能力の向上が不可欠である。

## (2) 目的

- 旅行業界におけるサステナビリティへの機運を高めること。
- 評価の高い旅行商品については、優良事例として横展開を図り、業界内でサステナブルな旅行商品造成に向けた取組を普及させること。
- 本アワードの実施結果を国民にも広く周知させることにより、持続可能な観光に向けた意識醸成にも寄与させること。

## 2 アワード概要

### (1) 賞種別

グランプリ、入選、その他特別賞を想定。

### (2) 表彰（受賞）件数

全体のエントリー数及び評価内容による。

### (3) アワードの開催

受賞事業者に対しては、後日開催するアワード（表彰式）への出席を求める。開催場所は、霞が関近郊を予定。

### (4) プロモーション

表彰結果について、後日プロモーションを実施（手段は検討中）。

## 3 エントリー要領

### (1) エントリー資格

我が国における第一種、第二種、第三種及び地域限定のいずれかの旅行業者であること。

ただし、旅行サービス手配業者等においても、当該旅行商品の販売者である旅行業者との共同でのエントリーは可とする。

### (2) エントリー対象商品

旅行業者による企画旅行商品（募集型、受注型は問わない）であること。

過去から現在にかけて販売している、近日販売開始予定のものに限る（販売見込みのない、架空の提案レベルのものは対象外とする。）。

なお、旅行商品に宿泊施設を組み込む場合、歯ブラシ、カミソリ、ペットボトル等のアメニティの無償設置、無償配布を行っている施設である場合、本アワードにおける評価の対象外とする。

### (3) エントリー件数

一事業者あたり、2件までとする。

### (4) エントリーフォーム

別紙様式に必要事項を記載し、後述の事務局に提出すること。

また、可能であれば別紙様式とは別に、当該旅行商品の魅力及びサステナブルな要素を伝える1分以内の動画データ（形式を問わない。）を併せて提出すること（受賞に至った場合、プロモーションの一環で活用する可能性があるもの。）。

#### （5）留意事項・その他

- 一時的な販売ではなく、継続して販売できるものが望ましい。季節限定の商品であっても、次シーズンにも販売可能（予定）であることが望ましい。
- エントリー後、必要に応じて事務局からヒアリングを実施する場合がある。
- 後述の受付期間外に提出されるものは評価対象外とする。
- 公序良俗に反する企画、虚偽の記載があるものは、本件の評価対象外とする。
- 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とする。
- 提出書類については、提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 提出書類は行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となる可能性がある。

## 4 評価基準

持続可能な観光に精通した複数の有識者により、持続可能な観光の国際基準であるGSTC-I（別添）などに基づいて総合的に評価を行う。

## 5 スケジュール

### （1）受付期間

2023年4月4日（火）から8月31日（木）17:00

### （2）評価期間・評価結果の通知

受付期間後約1か月程度

### （3）アワード（表彰式）の開催

10月頃を予定（決まり次第通知予定）

### （4）その他

受賞事業者に対しては、アワード開催の前後に当該商品造成にかかるノウハウについてのヒアリングを実施予定。

※ なお、上記スケジュールは、エントリー数や評価の進捗状況により前後する場合があります。

## 6 エントリーフォームの提出先

別紙エントリーフォームに必要事項を記載の上、以下の宛先に本年8月31日（木）17時までに送付すること。

【メールによる受付】

宛先：持続可能な観光にかかる旅行商品のアワード事務局

(株式会社ワン・パブリッシング)

Email : sustainable-tourism.award@one-publishing.co.jp

- ※ メール の 件名 を「持続可能な観光にかかる旅行商品のアワード 提出事業者名」とすること。
- ※ メール の 到着 後、（土曜日、日曜日及び祝日を除く）3日以内に事務局より受付メールを送信するが、当該メールが届かない場合は、7の問合せ先に連絡すること。

7 本件の問合せ先

持続可能な観光にかかる旅行商品のアワード事務局

株式会社ワン・パブリッシング

T e l : 080-5471-6018

Email : sustainable-tourism.award@one-publishing.co.jp

受付時間 : 10:00~18:00 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- ※ 個別の審査結果に関する問合せは回答不可とする。